

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

さいたま市人事委員会委員長

白鳥敏男

さいたま市人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
議会局	(1) [略] (2) <u>総務部総務課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与及び係長（局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</u> (3) <u>総務部秘書課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。）</u>	議会局	(1) [略] (2) <u>総務部の調整幹</u> (3) <u>総務部秘書総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務又は局の人事若しくは予算に関する企画事務を担当する者（局の人事又は予算に関する企画事務にあっては主査を除く。）に限る。）</u>
市長事務部局	(1)～(6) [略] (7) 局又は市長公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、 <u>調整幹、専門幹、参与及び係長並びに都市戦略本部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（局、市長公室又は都市戦略本部の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</u> (8) 市長公室秘書広報部秘書課の課長補佐、主幹、 <u>調整幹、専門幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。）</u>	市長事務部局	(1)～(6) [略] (7) 局又は市長公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、 <u>専門幹、参与及び係長並びに都市戦略本部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（局、市長公室又は都市戦略本部の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</u> (8) 市長公室秘書広報部秘書課の課長補佐、主幹、 <u>専門幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。）</u>

る者に限る。)

(9)・(10) [略]

(11) 総務局総務部総務課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与、係長及び主査（行政組織等に関する事務を担当する者に限る。)

(12) 総務局総務部法務・コンプライアンス課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（条例、規則等の審査、訴訟又はサービスの調査に関する事務を担当する者に限る。)

(13) 総務局人事部人事課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は定員管理に関する事務を担当する者に限る。)

(14) 総務局人事部職員課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の給与に関する事務、職員団体に関する事務、職員の福利厚生に関する事務又は職員の安全衛生及び公務災害に関する事務を担当する者に限る。)

(15) 財政局財政部財政課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与及び係長

(16) 財政局財政部庁舎管理課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与及び係長（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)

(17) [略]

(18) 保健衛生局市立病院病院経営部病院総務課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。)

(19) 保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課の課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事

る。)

(9)・(10) [略]

(11) 総務局総務部総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（行政組織等に関する事務を担当する者に限る。)

(12) 総務局総務部法務・コンプライアンス課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（条例、規則等の審査、訴訟又はサービスの調査に関する事務を担当する者に限る。)

(13) 総務局人事部人事課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は定員管理に関する事務を担当する者に限る。)

(14) 総務局人事部職員課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の給与に関する事務、職員団体に関する事務、職員の福利厚生に関する事務又は職員の安全衛生及び公務災害に関する事務を担当する者に限る。)

(15) 財政局財政部財政課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長

(16) 財政局財政部庁舎管理課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)

(17) [略]

(18) 保健衛生局市立病院病院経営部病院総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。)

(19) 保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事

	<p>る企画事務を担当する者に限る。)</p> <p>(20) 区役所区民生活部総務課の課長補佐、主幹、<u>調整幹</u>、専門幹、参与及び係長（区役所の人事若しくは予算に関する企画事務又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(21) 出納室出納課の課長補佐、主幹、<u>調整幹</u>、専門幹、参与及び係長（室の人事若しくは予算に関する企画事務又は資金の計画運用及び歳計現金の管理に関する事務を担当する者に限る。)</p>		<p>務を担当する者に限る。)</p> <p>(20) 区役所区民生活部総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（区役所の人事若しくは予算に関する企画事務又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(21) 出納室出納課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（室の人事若しくは予算に関する企画事務又は資金の計画運用及び歳計現金の管理に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(22) <u>第7号、第13号、第18号、第20号及び前号に規定する課が属する部又は室の調整幹</u></p>
教育委員会	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 管理部教育総務課の課長補佐、主幹、<u>調整幹</u>、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（秘書に関する事務、条例、規則等の審査に関する事務、組織に関する事務、教職員を除く職員の人事、服務、給与等に関する事務、職員団体に関する事務又は職員の安全衛生に関する事務を担当する者（秘書及び組織に関する事務にあつては、主任及び主事を除く。）に限る。)</p> <p>(5) 管理部教育財務課の課長補佐、主幹、<u>調整幹</u>、専門幹、参与及び係長（教育委員会の予算の取りまとめに関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(6) 学校教育部教職員人事課の課長補佐、主幹、主任管理主事、<u>調整幹</u>、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務、職員団体に関する事務又は教職員の公務災害に関する事務（これらの事務のうち、</p>	教育委員会	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>管理部及び学校教育部の調整幹</u></p> <p>(5) 管理部教育総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（秘書に関する事務、条例、規則等の審査に関する事務、組織に関する事務、教職員を除く職員の人事、服務、給与等に関する事務、職員団体に関する事務又は職員の安全衛生に関する事務を担当する者（秘書及び組織に関する事務にあつては、主任及び主事を除く。）に限る。)</p> <p>(6) 管理部教育財務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（教育委員会の予算の取りまとめに関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(7) 学校教育部教職員人事課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務、職員団体に関する事務又は教職員の公務災害に関する事務（これらの事務のうち、<u>第9号</u></p>

	<p>第8号に規定する事務を除く。)を担当する者に限る。)</p> <p>(7) 学校教育部教職員給与課の課長補佐、主幹、主任管理主事、<u>調整幹</u>、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事(教職員の給与に関する事務又は教職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(8) 学校教育部高校教育課の課長補佐、主幹、主任管理主事、<u>調整幹</u>、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事(高等学校及び中等教育学校の教職員の人事、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。)</p>
市選挙管理委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 選挙課の課長補佐、主幹、<u>調整幹</u>、専門幹、参与及び係長(事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。)</p>
人事委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 任用調査課の課長補佐、主幹、<u>調整幹</u>、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事</p>
監査事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 監査課の課長補佐、主幹、<u>調整幹</u>、専門幹、参与及び係長(事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。)</p>
農業委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 農業振興課の課長補佐、主幹、<u>調整幹</u>、専門幹、参与及び係長(事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。)</p>

備考

1～3 [略]

4 この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生

	<p>に規定する事務を除く。)を担当する者に限る。)</p> <p>(8) 学校教育部教職員給与課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事(教職員の給与に関する事務又は教職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>(9) 学校教育部高校教育課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事(高等学校及び中等教育学校の教職員の人事、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。)</p>
市選挙管理委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長、課長及び調整幹</p> <p>(2) 選挙課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長(事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。)</p>
人事委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長、課長及び調整幹</p> <p>(2) 任用調査課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事</p>
監査事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長、課長及び調整幹</p> <p>(2) 監査課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長(事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。)</p>
農業委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長、課長及び調整幹</p> <p>(2) 農業振興課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長(事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。)</p>

備考

1～3 [略]

4 この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生

活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健衛生局保健部保健衛生総務課、福祉局生活福祉部福祉総務課、子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課、環境局環境共生部環境総務課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局道路部道路総務課をいう。

5・6 [略]

活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健衛生局保健部保健衛生総務課、福祉局生活福祉部福祉総務課、子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課、環境局環境共生部環境総務課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。

5・6 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。